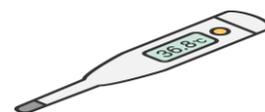


## 8月の保健だより

学校が本格再開して約1か月半。多くの制約、新生活のルールを実施しながら、手探りで行っていく学校生活でした。特に問題なく進んでいく学校生活に慣れてきて、このままコロナは収束するのではないかと気持ちが緩んできたところに、首都圏、阪神間に感染者数が急増するという状況になってきました。いよいよ、いつ誰もが感染してもおかしくない状況だと自覚しないといけません。

そこで、夏休み中にもコロナ予防対策、また、感染したら（疑いがある）どのように行動するべきかをお知らせさせていただきます。

### 【予防対策】夏休み中も継続しましょう



#### 1. 毎朝の検温、体調チェック

夏休み中も必ず継続してください。※カードへの検温の記録は登校する時のみで結構です。クラブ活動や講習に参加する人は、健康カードを必ず担当の先生に提出してください。

体調が悪い時は無理に参加することのないようにしてください。

2学期の登校の際にもカードの提出は引き続きお願いします。習慣にしましょう。

#### 2. 手洗い

外出時は特に気をつけるようにしましょう。ハンカチを必ず携帯しましょう。

#### 3. 規則正しい生活と栄養のある食事を摂りましょう

コロナウイルス対策だけでなく、様々な病気に対する抵抗力をつける為には、まずは規則正しい生活と栄養のある食事が必須です。

もちろん学習する力を伸ばす為にも、健康で強い体を作りましょう。

#### 4. 熱中症に気がつけたマスクの着用を心がけましょう

公共の場へ出かける時にはマスクは必ず着用しましょう。

部活動や密集でない戸外での活動時にはマスクははずしましょう。

水分補給を積極的に行いましょう。



#### 5. 集団での会食や遠出の自粛

夏休みは、お盆やレジャー等で遠出をしたり、多くの人と一緒に宿泊や会食をする機会が多くなりますが、感染症予防の為に不要不急の会食や遠出については自粛をお願いします。

自分が感染しないということと合わせて、大切な人へ感染させないという姿勢も大切です。

#### 6. ソーシャルディスタンス(フィジカルディスタンス)

3密(密閉、密集、密接)対策が実施できない場所へは行かないようにしましょう。

人と人との感覚は1～2m 大声で会話するなど厳禁です。

## 【コロナ感染関連についてのお願い】

本人または家族の中に、コロナウイルスの感染の疑いがある場合（PCR 検査予定）は、登校しないようにしてください。合わせて、学校まですぐに連絡をお願いします。検査の結果が出るまでは、学校は休校になりませんが、対外的な学校行事（オープンスクール、クラブの公式試合など）は中止になる場合があります。検査を受けた本人は、保健所等が指示する期間は登校できません（出席停止）

学校連絡先：072-759-1300

※休日・時間外はこちら→

[クラッシーお知らせをご覧ください](#)

学校関係者やその家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の休校等の対応は、現在のところ概ね以下のようになります。

### 1. 学校職員または生徒本人の感染が確定された場合（PCR 検査結果が陽性だった場合）

校内濃厚接触者の特定を保健所指導のもとに行います。その場合は臨時休業となります。

臨時休業の日数については、保健所の指示に従います。

休業期間が終了しても、感染あるいは濃厚接触者と特定された人は保健所の指示する期間登校できません。

### 2. 学校職員の家族または生徒の家族の感染が確定された場合（PCR 検査結果が陽性だった場合）

まず、家族の濃厚接触者となる可能性が高いため、その職員または生徒は欠席して、検査を受けることとなります。検査の結果が陽性になった場合は上記1の対応になり、陰性だった場合は、学校は特に休校にはなりません。検査を受けた本人は、陰性であっても、保健所の指示する期間は登校できません。

新型コロナウイルス感染症相談窓口は自治体ごとに設置されています。感染が疑われる場合は、速やかに相談いただき、その指示に従うようにしてください。

尚、感染者の特定に関連するご質問には学校は一切お答えできません。感染者に対する差別や偏見などの言動は絶対にならないようお願いします。感染を拡げないようにすることが何よりも大切なことです。

そのことを忘れないようにしてください。

## 【定期健康診断結果について】

6月30日に実施しました健康診断の結果を受診した方全員に配布しています。配布日：7月28日  
確認いただきますようお願いいたします。

今年度は、コロナウイルス治療関連で、医師の人数に制限がありましたので、眼科・耳鼻科健診は実施できませんでした。眼科、耳鼻科疾患について気になる症状がある場合は、個人で医療機関受診をお願いいたします。

「治療勧告書（治療のおすすめ）」が添付されていた人は、医療機関を受診または経過観察をお願いします。